

長野市農業委員会第 16 回総会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 5 月 31 日（金）
開始時刻 午後 1 時 30 分 終了時刻 午後 3 時 28 分
- 2 場 所 会議室 203（第二庁舎 10 階）
- 3 出席委員

1 番 阿部 孝二	2 番 北村 守	3 番 駒村 保幸
4 番 青木 保	5 番 久保田清隆	6 番 野池 久
7 番 長谷部 孝	8 番 小池 知永	9 番 渡邊 美佐
10 番 小林 清男	11 番 清水 貢	12 番 鈴木啓佐利
13 番 奥山 雅茂	14 番 山本 忠宏	15 番 柰津 光博
16 番 北澤 万正	17 番 横山 幸季	18 番 高木喜久夫
19 番 曾根 信一	20 番 花見ひとみ	21 番 近藤 利章
22 番 宮崎 治夫	23 番 善財 良治	24 番 佐藤 隆
25 番 和田 修		
- 4 欠席委員
- 5 会議に出席した職員

農業委員会事務局

参事兼事務局長 浅川 清和	主幹兼事務局長補佐 笠井 英明	事務局長補佐 松橋 秀樹
事務局長補佐 西村 武次	係 長 曾根 明美	係 長 駒村貴久美
係 長 倉島 友美		

農業政策課

主 事 相澤 巧基
- 6 議 事
 - (1) 農地法等に係る事項について

議案第 149 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 150 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 151 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 152 号 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について

議案第 153 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による「農用地利用集積等促進計画（機構配分）」の意見聴取について

議案第 154 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による「農用地利用集積等促進計画（機構配分）」の決定について

議案第 155 号 非農地決定について

報告第 47 号 農地法第 4 条の規定による届出について

報告第 48 号 農地法第 5 条の規定による届出について

報告第 49 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 a 未満）の届出について
 - (2) その他農業委員会事務に係る事項について

議案第 156 号 長野市林業振興審議会委員の推薦について

曾根会長代理　ただ今から第16回総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席人数は在任委員25名中25名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき総会は成立しております。挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いします。

青木会長　皆さん、こんにちは。それぞれお忙しい中、本日の総会にご参加いただきまして、ありがとうございます。ご苦労さまでございます。今、曾根代理さんのほうからも触れられましたように、必要な雨量については確保できて、おかげさまで水田については、順調な田植え作業が続いているという非常に喜ばしい状況でございます。例年ですと、ため池関係で水がないというようなお話をあちこちから耳にしたんですけれども、今のところ、そういうお話は聞いておりません。さらには、全ての果実が結果率、いわゆる実のつきも良く、反面言えば、摘花作業が非常に忙しいということで、中には、早朝から夜遅くまで作業されている方もおられるんじゃないかなというふうに思います。うれしい悲鳴というふうに理解をしましょう。

さて、今日、皆さん方にお配りしました『農地のつぶやきⅡ』の一番最初に書いておりましたけども、皆さんご覧のように、改正、食料・農業・農村基本法が一昨日の参議院の本会議で議決成立いたしました。既に当然、衆議院ではパスをしておりますけども、いろいろ議論がありましたけれども、25年ぶりのいわゆる基本法の見直しということで、枝葉末節いろいろありますけれども、われわれとしては、大きな一歩を前に出たんじゃないかなというふうに思います。あくまでも、まだ今回出された基本法というのは、それは理念ですよ。考え方等々の確認をさせていただきだけで、これをどう実現していくかという、実行計画については、これから来年の春の予算の最終積み上げまで、けんけんがくがく、農水省の中で、さらには、当然、全国の国会議員さん、それぞれの立場で申し入れをしたいと思いますんで、そういった中で詰められるというふうに思います。

ご承知のとおり、非常に食料そのものが、今まででしたら無条件で海外からどんどん入ってくるという状況から大きく様変わりしてるということで、カロリーベースでは35パーセント、6パーセントと言ってますけども、実際には加工品等々を考えると、自給率10パーセントぐらいじゃないかというような説もあるようです。そういう面では、今、日本の農業の今後の果たす役割というのは非常に大きいというふうに思っております。こんなこと言ったら他産業に非常に失礼ですけど、目の前に車10台置かれても、それでは命はつなげないと。やっぱり目の前にお米を置

いて、初めて明日の生命がつなぎとめられるというふうな考え方を、あらためて国民の皆さんに分かってもらうチャンスじゃないかなというふうに私自身は思います。

きょう、皆さん方に、この『つぶやき』とは別に、こちら、カラーで、食料・農業・農村基本政策の具体化に向けた政策提案という紙、すいません、ちょっとご覧ください。A4のホチキス左留めで留めてるやつ。この内容が、実を言いますと、一昨日、全国農業委員会会長大会が東京で開催されました。私も長野市農業委員会の代表として参加をさせていただいてますけども、その会場は、当然、全国の農業委員会会長約1,600名以上おりますけども、その方々達が集まって、特に今年度の農業。全国組織は全国農業会議所という組織なんです。長野県は農業会議ですけどね。農業会議所という全国組織ですけども、ここで、国に対して、特に今回の法改正に伴う具体的な項目について農業委員会としてはこうしてほしいという内容が、この、今、出していただいた資料の内容なんですね。

私どもはこの内容を、当然、大会で議決をする、決議をするとともに、この内容をもって長野県出身の国会議員さん、11名の方、衆参合わせて、国会議員事務所に伺いまして、全員そろっていただきました。全員そろった中で、長野県の農業委員会会長、今回、三方が。60名おりますよ。60名でがん首そろえて、議員会館でこの内容を具体的に説明しました。それがこれです。ちょっと開いてください。

1ページ。まず一つは、食料安全保障の確立に向けた施策の具体化ということで。こういったことを基本理念の中で取り込んでほしいと。特に、1の改正基本法の理念を実現する大型で安定的な財源確保ということも、ここに書いてある。それから、さらには今、一番、課題となってる農産物に対する価格の反映をどうするのかということですけども、これについては農業者もきちんと加えていただいて、なおかつ、きちっとした生産から小売りまでのコストの実態調査を実施して、法制度をつくってほしいということ。

それから三つ目は、直接支払制度の見直しと、新たな制度の創設ということで。特に、この中で、今、多面的機能支払という制度があるんですけども、当然これだけでは不十分なんで、この制度を見直しながらかもっと手厚く、例えば、水田なり、田んぼなりを持ってる面積によって、一定のいわゆる管理費用という形で農家の方々に、保守管理費用というような形で農家の方々に支給するということも含めて、検討をお願いをしたいというようなことを、ここには述べております。

それから2ページをご覧ください。次のページですね。地域計画の策定と実現に向けた支援。これは、昨年春から長野市農業委員会としても、皆さん方をお願いをして、各地区で人集まってもらって、これから10年先どうするんだというご議論をいただいています。これが来年になりましたら、具体的な形で、私も地域の住民の方に、私どもの地域はこういう形でこれから進めていくんです、いいですね、ということで公示をします。公示して、皆さん方が理解、特に異論なければ、その姿でこれからその地域の地域計画のマスターとして動くわけですね。

そういう意味で、地域計画が非常に今まで、どっちかと言いますと、人農地プランも含めてですけども、絵に描いた餅になった。それを今回は、そうじゃないよと。みんなが一生懸命になって議論したこの地域計画を何とか実現するために、国としても、この内容について十分理解をした上で取り組んでいただいて。特に、都道府県段階における地域計画の策定、実現。地域計画の中では、私の所の地域は、もう一度やっぱり基盤整備をして何とか守りたいんだと。基盤整備ってやっぱりお金かかるわけですね。それは予算の裏付けが必要なんです。そういったことも、ちゃんと、これからの計画の中に入れてほしいというのが、この2番、それから3番の内容です。

それから、次のページ、3ページをご覧ください。3ページについては、特に農地の確保と効率及び適正な利用というふうにいられています。これは、今、国は日本の農業の8割を、いわゆる担い手に集積をしてくださいという号令がかかっているんです。ところが現実には、長野市なんか見れば、私の所だって、まだ20パーセントそこそこですよ。非常に目標と現実がめちゃくちゃ離れると。こういった実態を、もうちょっと現場の実態を踏まえる形で、各都道府県にあてた指標なんかをつくってもらいたいというようなこと。

それから、これから、来年から始まる中間管理機構への利用権設定の一本化。この辺なんかについても、非常にまだまだ脆弱です。特に事務取扱をする長野市であれば、農業公社でも十分な体制ではございません。そういった体制についても、特に人の問題なんですね。人の問題というのは、やっぱりお金がかかる。人件費はきちとした形で、予算で認めてもらって初めて人的体制がとれるということ。

でも、まだ長野市は、そういった体制があるからいいですけども、村や町に行ったら農業委員会の職員が2人とか3人なんです。中には兼務してると。農業対策部門と農業委員会を。だから、細かいいろんなお話があったって、なかなかサポートできてな

い。そういった課題が村や町からめちやくちやいっぱい出てるんですよ。そこがやっぱり何とかしてやらないと、この計画は前に進まないんじゃないかということで、ぜひ、人的な財源も含めて、国として十分取り計らってほしいというようなところ、主に3ページの内容です。

それから、4ページをご覧ください。これは皆さま方のほうからも意見が出ているように、農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の見直しをしてほしいということですよ。皆さん方ご承知のとおり、農業委員の名前は地域の方々が言えますけども、農地利用最適化推進委員っていう名前が、何人言えますか。あの人は何かやっているわっていうのは分かるけど、この名前を言える人は、多分、長野市の中でもほとんどいないと思います。それだけ、やっぱり地域の中で定着してないということなんですね。中身を見れば、ほとんどやってること大きな差はないわけです。それが裏付けるのが次のページ見てください。5ページ。これは長野県の農業会議が、この春に77市町村にアンケートを採ったんです。その結果が、この内容です。1番、これは、国の農業委員と最適化推進委員が行っている業務どうだと言ったら、青とだいたい色を見ると、ほとんど同じことをしているんですよ。だから別に併存配置をする目的ないんです。2番目の円グラフを見てください。各県下でも、やっぱり7割が、農業委員会としてこれは問題だと、今のやり方については。さらには、6ページをご覧ください。具体的な課題として、私が先ほど言いましたように、農業者に非常に分かりにくい制度だと。約6割の方が現場ではそういった捉え方をしていると。それから、これを解決するにはどうすればいいのか。この一番下の農業委員、推進委員の一本化というような、こういったことが現場としてあるので、この辺を国としてもあらためて見直してほしいということを言っています。

ただし、今の長野市でいえば、農業委員25名、最適化推進委員が42名、合計67名のこのマンパワーは減らさないでほしい。できれば農業最適化推進委員の名前を農業委員にしてもらって、全員、農業委員で、もっときめ細かに見ればいいなというのは、私ども農業委員会としての総意だということを国のほうに申し入れをしているということです。

このような形で、一番前に戻っていただいて、この内容を私どもも、当然、全国大会で決議をするとともに、この内容を長野県出身の国会議員全員の方に、今と同じような説明をきちんとさせてもらって、それで、ぜひ、このことを実現してほしいというふうな形で、一昨日、東京でそういった会議をしてまいりました。

一応、この内容についてはそういうことで。あとは、また時間があれば目を通していただければ結構です。

それから、もう一つ、つぶやきの裏面ですね。農業委員管内研修、ご参加いただきました委員の皆さま方、それから最適化推進委員の皆さま方、ありがとうございます。お忙しい中で非常に充実した今回の研修ではなかったかというふうに思います。特に、この段取りをしていただいた中部地区調査会、北村会長はじめ、委員の皆さん方、推進委員の皆さん方、非常にありがたかったです。普段なかなか知っているようで知らない数字だとか、実態とか、それから、こんなことをしているんだということも分かりました。こういった形で、できれば、われわれ農業委員会としても共有をしながら、何かあったときにはここへ行って聞けば、やっぱり一つ一つ先が分かるなというふうに思っております。

今、事務局で皆さんからご提出いただいた研修レポートをまとめようとしております。また、時間を置いてレポートが出ると思いますので、そのレポートをみんなで共有しながら、いい私どもの材料にしていきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。長くなりましたけども、私のほうのきょうの挨拶にさせていただきます。よろしく願いします。

曾根会長代理

ありがとうございます。続きまして、浅川事務局長よりご挨拶をお願いいたします。

浅川参事
兼事務局長

ご苦労さまです。本日は何かとご多忙のところご出席をいただきまして、ありがとうございます。また、先日の管内視察でございますが、多数の委員さんにご参加をいただき、大変お疲れさまでございました。特に中部の北村調査会長をはじめ関係者の皆さまには大変お世話になり、大変有意義な研修となりました。ありがとうございます。また、来週の5日は東部と南部の、そして10日は北部と西部の、今回、初めてなんです地区調査会管内視察を予定してございます。ご多忙のところ大変恐縮ではございますけれども、関係の役員、委員さんにはご参加をいただくということで、よろしく願いいたします。

さて、長野市の農政でございますけれども、地域計画の策定を今年度の大きな目標として掲げております。この地域計画、そして目標地図の素案につきましては、先ごろ、市内全33地区での協議と合意形成が整ったところでございます。委員の皆さまには大変お骨折りをいただきましたことを心より感謝申し上げます。ありがとうございます。今後、市の農業政策課を中心に計画の内容ですとか、目標地図を整理し、計画案として取りまとめをしてまいりますけれども、場合によっては追加や修正など、改めて地区でのご協議等をお願いする場合もあるかもしれませんので、

その折には、ぜひまたご協力のほど、よろしくお願いをいたします。

この地域計画は、ここからがスタートとなります。来年度以降も継続的に地域での話し合いが行われ、地域農業の将来図を随時更新していくということが、期待をされておるところでございます。そのことによりまして、いずれ農業委員並びに最適化推進委員の皆さまのご負担というものも軽減されてくるのではないかなと、こんなふうに思っております。当面は何かとご負担をおかけいたしますけれども、よろしくお願いをいたします。

また、今ほど会長からお話がありましたとおり、国のこの食料・農業・農村基本法の改正が5月29日に可決成立をいたしました。年度内には基本計画が作成されるということでございます。正に、様々な点で転換期を迎えていると感じております。農業委員、推進委員の皆さまの役割も今後ますます拡大していくのではないかと、そんなふうに思われますけれども、事務局職員もしっかりと今後サポートをしてまいりますので、引き続きどうぞよろしくお願いをいたします。以上でございます。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をしていただきます。青木会長、議事進行をお願いいたします。

議長 長 それでは規定によりまして議長を務めさせていただきます。皆さま方の進行、ご協力よろしくお願いを申し上げます。着座にて進行させていただきますので、ご了承いただきます。

それでは、最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号9番 渡邊美佐委員、議席番号10番 小林清男委員、両委員よろしくお願いをいたします。議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定で、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないとしております。本日の議案に参与することに関しましては、議案第152号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定におきまして、お手元に配布いたしました別紙1のとおり、関係委員が議事に参与することができない案件がございます。その他に、当事者または関係者となっている方がございましたら、お申し入れください。別紙以外で、ございますか。いませんか。

【該当者なし】

議長 長 それではなしと確認をいたしました。次に、議案訂正の報告を事務局よりお願いします。

笠井主幹 事務局の笠井です。よろしくお願いをいたします。説明は着座に

兼 事務局 長 補 佐 て、させていただきます。初めに資料の確認をお願いいたします。
本日、お手元にお配りしました資料及び皆さまに事前にお届けし
てご持参いただいております資料につきましては、別紙、総会資
料一覧確認用のとおりでございます。ご確認をお願いいたしま
す。

続きまして、資料の訂正について説明させていただきます。本日、配布しております第16回総会議案訂正票、こちらをご覧くださいと思います。農地法関連につきましては2点ございます。1点目は、本冊の20ページの8番ですが、開発許可の見込みがなくなったため申請の取り下げがされましたので、削除をお願いいたします。続きまして2点目は、本冊の27ページの表題につきまして、報告第47号を報告第48号に訂正をお願いいたします。また、別冊1 農業経営基盤強化促進法等議案の訂正につきましては、後ほど議案の説明の際に農業政策課より説明をいたします。議案の訂正等の報告につきましては以上でございます。

議 長 それでは、本日は法人の農家創設案件がございますので、最初に聞き取り調査を行います。事務局より議案及び審議の流れについて説明をお願いいたします。

笠井主幹 兼 事務局 局長 補佐

それでは、農家創設法人参入案件について説明させていただきます。本件は法人の農家創設となりますので、次第にはございませんが、法人の関係者から事前に意見聴取を行うものです。本日は一般社団法人●●からの意見聴取となります。また、議案への記載は2カ所ございまして、最初は別冊1の116ページ、議案第153号、農用地利用配分計画の1番です。2カ所目は、同じく別冊1の119ページ、議案第154号の農用地利用集積等促進計画の6番となっております。また別冊2が●●の営農計画書になります。当法人は農地所有適格法人以外の法人、いわゆる一般法人として農業参入するものです。既に、地区調査会に出席して、営農計画の説明をしていただいておりますが、法人の農業参入案件でございますので、本日の総会においても、営農計画の説明をお聞きするということで、お越しいただいております。

ここで審議の流れについて説明させていただきます。まず、関係地区調査会長から調査結果等の報告をお願いします。その後、外で待機されている法人の担当者が入室し、営農計画の説明をしていただきます。質疑応答後、法人関係者に退室していただいてから、通常の審議を行います。審議の流れにつきましては、以上でございます。

議 長 　ただ今、事務局から議案と審議の流れについて説明をいただきました。それでは、南部地区調査会長から、一般社団法人●●の営農計画についての調査結果等の説明をお願いいたします。資料

は、農業経営基盤強化促進法等、別冊 1 の議案第153号の116ページ、1 番、別冊 1、議案第154号の119ページの 6 番及び別冊 2 の営農計画等の関係資料になります。それでは、お願いをいたします。

小林地区調査会長 南部調査会、小林です。過日、南部調査会におきまして、法人農家創設、●●につきまして、●●の●●さんに直接お越しいただきまして、お話を伺いました。●●さんは、障害福祉サービスを行う事業所として長野県の認可を受けておられます。今回の農家創設は、障害者の皆さまが農業の分野で活躍することで、自信や生きがいをもって社会参画を実現する取り組みであり、農福連携を基本に、農業の働き手不足の解消、及び障害者の経済的な自立に向けた理念をもって事業を行うとのことをございます。なお農業の内容は、関連会社である●●、これ同じく●●さんの経営されている組織でございますけれども、●●有限会社さんより委託された農作業でございます。調査会では、営農計画について審議いたしました。法人農家創設として支障はないと判断いたしました。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは法人から聞き取り調査を行います。一般社団法人●●の担当者入室をお願いいたします。

【法人担当者入室】

議長 長 ●●理事長さん、お忙しいところ、大変ご苦労さまでございます。わざわざ篠ノ井から、遠い所から来ていただきまして感謝申し上げます。長野市農業委員会の会長の青木保と申します。よろしくをお願いいたします。リラックスで結構でございますので、私ども、これからいくつかお話をお伺いさせていただきますので、それにお答えいただければありがたい。

法人担当者 分かりました。

議長 長 既に南部地区調査会で、いろいろご質問をいただいております。その報告も受けております。今日は長野市全体として、●●さんについて、より理解を深めるということも含めて、この場を持たしておりますのでご理解いただきたいというふうに思っております。誠に恐縮でございますけれども、●●理事長さんがご提出いただいた営農計画書、これについてあらためて骨格についてご説明いただけたらありがたいですから、よろしくお願いします。座ったままで結構ですから。そのままで。

法人担当者 南部のときに説明したような概要で。

議長 長 結構でございます。

法人担当者 どうも皆さん、こんにちは。●●の●●と申します。事業所名は●●と申します。当方の事業所は令和 3 年の 7 月に一般社団法人●●を通して設立いたしまして、同年の 10 月に長野県の障害

者の就労支援事業所の認可を長野県から受けました。それからスタートした事業法人でございます。当事業所は、関連会社の●●有限会社と作業受託請負契約を締結いたしまして、障害者の皆さんが農業を実施している法人でございます。

受託先の●●の概要を簡単にご説明させていただきますが、●●は、ハウス施設約2町歩で、ミニトマト、きゅうり栽培、有機肥料100パーセント特別栽培をやっている法人でございます。そして、販売面につきましては、●●で生産された農産物と、近隣の農家さまから仕入れた旬の農産物を、農産物直売所、約全国170店舗、関東、関西圏中心に、170店舗の農産物直売所に委託販売しております。それと、卸販売のほうは成城石井さん、それとオイシックス・ラ・大地さんに卸販売し、物流は佐川急便と契約いたしまして、毎日、各店舗に直納しているところでございます。

以上、当事業所の概要を、自己紹介兼ねて説明させていただきましたが、農家創設の経緯でございますが、今、非常に農業の働き手不足っていうのが深刻になっておりますが、私の知っている川上村のほうでも、収穫の間に合わないがために、年々、事業を廃業している所がちらほら増えてきております。外国人雇用をやっておりますけれども、外国人雇用も、今、最低賃金950円ですが、社会保険等を含めて実質時給1,500円払わないと集まらないという非常に農業法人にとっては深刻な状況なんですけど、その反面、障害者の数なんですけども、障害者は身体、知的、精神といいますが、双極性障害の躁鬱とか、発達障害とかいう、そういう精神障害の方は年々増えております。

今、だから、人口の約1割に近くなっているわけですけど。全体の1割を占める障害者のうち、就労の機会に恵まれているのは全体の約1割。だから、9割の方は就労の機会に恵まれてない。非常に農業のほうでは働き手不足ですけども、障害者のほうでは仕事がないという相反する状況の中で、これらの状況の中で障害者が農業を通して育成することによって、農業の貴重な活躍者として育てることができるんじゃないかなという思いで、この事業を始めさせていただきました。

今まで、この就労支援事業所では●●のトマト収穫とかきゅうり収穫とか、小松菜収穫とか、収穫作業及び葉摘みとか、そういう栽培管理作業を中心に行っておりますが、今後、うちのほうでも、障害者の数が今25名ですけども、40、50、60というふうに、今後、増えていく可能性がありますから、障害者が増えたら、そういう仕事を確保しなくちゃいけない。そういうことと、障害者の皆さんも最初はあまりできなかったけども、1年、2年たつと本当に普通のパートさんと同じような能力に育ってきます。そう

いう成長した障害者の皆さんには、苗作りから収穫までの一貫栽培を任せるような施設も必要になってくるということです。例えば、一貫栽培を任せる場合にも、今までの土耕栽培のように、人間の長年の勘でやるっていうのはなかなか難しいですから、やはり、ある程度、基準の数値管理でやっていくということで、一応、栽培に関しましては、水耕栽培の技術を土耕に導入して、基本的には土耕栽培なんですけれども、灌水とかエアとかCO2とか、そういうものは水耕栽培の技術を導入して栽培することによって、障害者の皆さんも基準を設けることによって教育さえすれば、一貫栽培が任せられるのではないかとということで、そのような施設を導入する検討に入りました。ですから、今回の施設を、トマト栽培なんですけども、トマト栽培をするために、令和7年度に向けてするために、今回、農家創設の申請をしたということでございます。

それと、こういうような作ったものの販売面につきましては、農林水産省の温室効果ガス削減という、今、SDGsの関係で温室効果ガス削減の三ツ星取得、最高位が三ツ星なんですけど、三ツ星取得の確保を目指して。これは十分に可能性あるんです。確保を目指してすることによって、有利販売もしていけるのではないかと。だから、設備投資しても、十分に経営的には採算が取れる設備投資になるのではないかとということで、今回、申請させていただきました。

また、今後、地域でも遊休荒廃農地が増えてきますが、そういうような荒廃農地を、うちの事業所の他にも、近隣に5事業所程、就労支援事業所がありますけれども、そういう就労支援事業所と連携しながら、要するに、今、消費者はスナップエンドウとかミニハクサイとか、そういうような手のかかる農産物が、消費者は非常に、オイシックスからも求められているんですけど、そういうものを作ってほしいと。全国にそういう産地がないと。ですから、手のかかる、そういう農産物を障害者の連携、5事業所の連携ぐらいで作りながら、できればやっていけたらいいなということも検討していければと思います。以上でございますが、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ●●理事長さん、非常に分かりやすいご説明をいただきました。ありがとうございます。それでは早速ですけども、委員の皆さんのほうから、ただ今、●●理事さんのお話に対してご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ、阿部委員さん。

阿 部 委 員 農業委員の阿部なんですけど、きょうはご苦労さまです。非常にいい方針というか、やっていただいて。農福連携で、知的障害、

身体、精神ということで、なかなか事業所の関係でいけば、長野市もそうですけども、法定雇用率がなかなかいなくて、身体はかなりいつているんだけど、知的と精神はなかなか進まないということで。今、25人いらっしゃるってということで、それからまた30人、40人、50人と拡大するってということで。いつも言われているのが、精神、知的の関係でいくと、不安定の部分があって、指導員の方がやっぱり丁寧に指導していかないと、なかなか就労が難しいってことがあるんですけど、職員、これでいくと6人ってということで言われているんですけど、そういう専門的なものとか、専門家の人に指導に来てもらって、障害者の得手不得手、どうやって仕事をやっていただくかっていうことをやってもらうのかってというのは、一つ、教えていただきたい。

それから、もう一つは、農業計画の資金計画の中で、自己資金が500万円、借入金が2,500万円、その他は2,500万円。先ほど言われたように、さまざまな補助がないとできないと思うのですよね。当然、障害雇用関係では、一定の賃金関係もあるだろう。しかし、規模が大きいですから、施設とか機械とか、そういうものの補助がないとなかなかできないと思うんですけど、先ほど、いくんではないかっていうことなんですけど、ぜひ補助を受けて、きちっとできるようにしていただけないかな、その辺の見通しを、もう少し教えていただきたいと。

議長 長
法人担当者

では、●●理事長さん、今の2点、お願いします。
最初の支援の関係ですけども、今まで農福連携ってということで、国も進めてやってきているんですが、農福連携、今までは要するに福祉会社、福祉の会社が農業に参入してると。家庭菜園の延長なのです。いいものも作れないし、販売先もないということで、現実的にはただやっているだけって感じで。うちのようには本格的な農業生産法人が福祉に入ったっていうのは県内でも初めて、全国でも珍しいんですけども。だから、そういう面で、利用者に教える点でもプロです。もちろんプロなんですけども、理論的な面とか、作業のコツとか、そういうものを丁寧に教えることによって、例えば、トマトの葉摘みだったら、わき芽っていうのも理解できないわけですよ。それぞれ絵に描いてもらって、軸があって、葉っぱ。葉っぱっていうのも理解できない。軸があって、葉っぱがあって、その脇から出ているのがわき芽なんだと。それで、その脇から出てる葉っぱ取るには、例えば、きゅうりでしたら、きゅうりが収穫し終わって、なおかつわき芽の所に小さなきゅうりが二つついてる場合は、この葉っぱを切ってもいいという、基本的な原則を教えて、それを1週間、何回も繰り返すことによって、本当にできない人はできないんですけども、

ある程度の人は普通にできるようになって。ですから、農業生産法人がこれを行っているから、そういうことができるようになるという感じですね。

それと、あと資金計画のほうですけれども、確かに、今、非常に鉄骨ハウスも値上がりしていて、今5,000万ですけども、実際6,500万かかっちゃう予定なんです。そうすると、やはり自己資金だけはなかなか厳しいんですけども。今、農水省の関係で、農福連携整備事業って補助金がありまして、これが上限2,500万なのです。それを、また令和7年度申請する予定で、一応、計画は進めているところなんです。そんなような概要なのですけども。

議
阿 部 委
議

長 阿部委員さん、よろしいですか。
員 いいです。

理事長さん、私も果樹をやっているんです。りんご。摘花作業に農福連携で地域の施設の方が来ていただいているんですけど、正直言って相当大変です。やっぱり理解していただく。そういう面では、理事長さんもお気持ちよく分かります。だから、そこは、いかに乗り越えるかっていうのがあって。だから、一般農業者としての大きな課題だなというような感じもしてますんで。これから、いろいろ作っていただければ、先陣をきちっとやっていただければ、それをベースとして導入できるのじゃないかなというふうに思っています。では、特になければ、これで法人さんへの聞き取り調査は終わりとなりますけども。●●理事長さん、ありがとうございました。お忙しいところ。頑張ってください。

法 人 担 当 者

どうもありがとうございます。

【法人担当者退室】

議

長 それでは、ただ今の法人参入の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法等の議案で審議いたします。議事に入ります。農地法等に係る事項について審議を行います。議案第149号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

笠 井 主 幹
兼 事務局 長 補 佐

議案第149号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明を申し上げます。本冊の1ページをご覧ください。番号1番から4ページの13番までの、13件でございます。内容は、所有権移転案件が12件、賃貸借権案件が1件となります。3番、7番及び13番は、農家創設です。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、農地法第3条第2項の各号に掲げる、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合や、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。従

- いまして、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告について、農家創設を含めて、お願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1番から3番についてお願いします。
- 善財地区調査会長 北部の善財です。1番、2番、3番、それぞれ有償による所有権移転案件であります。1番は、ヘーゼルナッツを作りたいということで、262㎡を購入するものであります。受人は備考欄に書いてあるとおり、信濃町におきまして、借地であります。行者ニンニク等を栽培している方でございます。それから、2番であります。これはりんごを作りたいということで、面積は102㎡であります。取得したいというものであります。3番、農家創設にあたりまして、北部調査会に、お子さんであります。代理人の方が出席をいただきまして、営農方針について聞き取りをしましたが、きゅうり、トマト、じゃがいも等を耕作するということで、それぞれ問題ないと解釈いたしました。以上です。
- 議 長 続きまして、西部地区調査会長から、4番について、お願いします。
- 和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。4番につきまして、本件は10アール未満の農地の所有権移転事案であります。受人は、自宅に隣接した畑を購入したいということで、購入した後、家族と共に自家用野菜の栽培を行いたいと意欲的な方です。渡人は年齢は76歳と高齢に差し掛かっており、県外に住んでいることから、財産整理を行う目的のもので無償で譲渡を行うものであります。許可要件を満たしておりますので、承認することに問題がないと考えられます。以上です。
- 議 長 続きまして、中部地区調査会長から、5番から7番、お願いします。
- 北村地区調査会長 中部地区の北村でございます。5番なんですけども、渡人は今でも耕作をしてもらってるんですが、その方が都合があって、もうできなくなるということでありまして、隣接農地の受人の方に引き継いでもらうということで、所有権移転をするものであります。田んぼは、きれいになって田植えの準備ができています。それから、6番は、これ、兄弟なんですけども、受人の弟さんの大きな農地の一面に、お兄さんの農地があるということで、将来を見据えて、今回、所有権移転で整理をするということであります。
- 7番は、農家創設であります。耕作者本人に調査会にも出席いただいて、営農計画書をお話いただきました。私も、現地もちや

んと確認をしております。姉妹で、貸人の姉さん、体が悪いということで、頑張って今までやってきたんですが、もう限界ということになりまして、妹さんが両親の農地を守っていくという、そういうものになります。いずれも地区調査会で審議しましたが、許可条件に適合していると判断いたしました。以上になります。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、8番から11番、お願いします。

小林地区調査会長 南部調査会の小林です。8番、9番、10番、11番と4件ございます。8番から11番につきましては、まず、今年の2月に申請がありました土地なんですけれども、2月に申請はしたんですけれども、一部、まだ法務局に図面がまだ載っていないというようなことで、今回、手続き済みまして、新たに追加で所有権移転がされた土地でございます。それが8番でございます。

9番、10番につきましては、10番は、現在の持ち主の方は安茂里に住んでおられまして、こちら信更町なんですけれども、ご近所の方に有償ですけれども所有権移転をするという内容です。10番につきましては、こちらと同じような内容なんですけれども、地主さんは茨城県の取手にお住まいということで、こちら篠ノ井塩崎ですけど、地元の方に無償で、こちらは所有権を移転するということです。11番でまででございますけれども、既に受ける方は農業をされている方でありますので、特に問題はないと思います。11番につきましては、こちら塩崎の案件ですけれども、10アール未満の農地でございます。こちらは、今、現在、すぐ近くに、お隣にお住まいの方に、この地主さんが、有償ですけれども、所有権を移転するという案件でございます。いずれにしろ許可条件に適合しており、調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 それでは、東部地区調査会長から、12番、13番お願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。12番ですが、こちらの農地については、以前から所有者以外の方が耕作されていたということで、それが今回、所有者のほうに戻された中で譲受人から耕作の希望があったというものです。譲受人は、公共事業等へ提供したという中で、新たな耕地を求めたというところなんです。また、お勤めという中で、自家用の野菜等の栽培を計画されているということなんですけれども、当面、フォローについては、譲渡人のほうがフォローをしていくというような予定です。

13番につきましては、住宅と共にその隣接する農地を取得されて、今回、面積も大きいという中で農家創設をされた方です。ただ、現在、自営業ということで、また購入された住宅のほうも修繕中ということで、当面、通いというふうな中での取り組みとい

うことで、自家用野菜を栽培されるってということで、仲介に入られた認定農業者の方からの指導によって耕作を進めたいと。調査会の中では、非常に大きな面積なので、草刈りが大変ではないかと。また、場所柄、有害鳥獣の対策というのは不可欠であるというようなことで、アドバイスがございました。いずれも問題がないということで許可相当と判断したものでございます。以上です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明、並びに各地区調査会長からの報告について、発言のほうがある方は挙手を求めます。いかがですか。特にございませんか。

【質疑なし】

議長 意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第149号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第149号は例年のとおり決定いたしました。続きまして、議案第150号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より、事案の説明をお願いします。

笠井主幹
兼事務局長補佐 議案第150号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊5ページをご覧ください。番号1番の1件でございます。本件は農家住宅、農業用倉庫を建築する転用案件で、面積は373.35㎡。備考欄に農振除外と記載のありますとおり、令和6年3月4日付で農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものでございます。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっており、許可要件に照らし、立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。

なお、先月の総会で許可すべきものとご決定いただき、県に達しておりました農地法第4条の1案件は、許可済みとなっております。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは、この案件につきまして、北部地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

善財地区調査会長 北部の善財です。本件につきましては、ただ今の事務局説明のとおりでありまして、周辺農地の耕作に大きな支障はないということで、許可妥当ということで決定いたしました。以上です。

議長 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに北部地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。なにかございますか。いいですかね。

【質疑なし】

議長 意見がないということで、採決に入ります。議案第150号について許可相当とするのに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第150号は許可相当と決定をいたしました。

続きまして、議案第151号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹 兼 事務局長 補佐 議案第151号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊の7ページをご覧ください。番号1番から19ページの7番までの7件でございます。1番は、産業団地の開発に伴う工場及び事務所を建築する転用案件です。備考欄をご覧くださいますと、農振除外と記載がありますとおり、令和5年10月24日付で農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものです。また備考欄に機構意見の記載がありますとおり、30アールを超えるものでありますため、長野県の農業委員会ネットワーク機構に意見を述べる案件でございます。また、北信地区常設審議委員会及び県常設審議委員会で審議をいただいた結果を踏まえて、長野県で許可の判断を行うものとなっております。

なお、備考欄に地域未来投資促進法の記載がございます。本件は、農地転用が原則不許可となっております第1種農地ですが、地域未来投資促進法の支援措置を受けまして、不許可の例外として位置づけることができます。

続きまして、18ページをご覧ください。2番は、駐車場を拡張する転用案件です。3番は、農業用倉庫を建築する転用案件です。備考欄に、農振軽微変更日と記載がありますとおり、令和6年4月12日付で農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の軽微変更があったものでございます。4番と5番は、農家分家住宅を建築する転用案件です。6番は、農業後継者別棟住宅を建築する転用案件です。7番は駐車場を設置する転用案件です。以上、1番、4番、5番は、備考欄に開発許可と記載があります。市街化調整区域において、宅地造成や建築を伴う開発許可を行う場合に必要となります。この開発許可と農地転用許可の事務が並行して進められ、農地転用許可制度の運用におきましては、他法令による許可等が受けられる見込みがない場合は、農地転用の許可はされません。従いまして、開発許可と記載のあるものは、開発許可の申請を市の建築指導課が受け付けており、許可見込みのあるものでございます。

また、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし、特に問題ないと判断いたしました。なお、先月の総会で許可すべきものとして決定いただき、県に進達しておりました農地法第5条の9件につきましては、全て許可済みとなっております。併せてご報告申し上げます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1番、2番についてお願いします。

善財地区調査会長 北部の善財です。5条案件のまず1番であります。議案の7ページから18ページまで続いている一つの議案であります。18ページご覧いただくと、受人は●●株式会社ということになっておりまして、農地の合計面積が99,686.42㎡ということで、これは議案の7ページに戻っていただきまして、備考欄に書いてありますとおり、地域整備法、地域未来投資促進法に基づく産業用地ということで、長野市と一体となって計画の準備を進めているものであります。

場所はエムウェーブの南側に広がる広大な土地でありまして、本件につきましては大きな転用案件ということもありまして、調査会の前日、私、それから他の関係する委員数名で、現地において開発事業所ら並びに長野市担当部局、そういった関係の方々から現地の説明をいただきました。

また、エムウェーブの東側は、県道が南北に通っておりまして、それを拡幅する計画があるということから、その県道用地の西側という所になりますが、産業団地内の中ほどには幅員12メートルの道路を建設しまして、その両側に5区画の用地を造成する計画が現在進められております。これにつきまして、調査会で審議した結果、周辺農地の耕作に対する大きな支障はないということから、許可妥当ということで決定いたしました。以上、1番になります。

それから、18ページをご覧ください。これは賃貸借による転用案件でありまして、申請需要のところを駐車場の設置とありますが、駐車場の拡張にあたります。本件につきましても周辺農地への影響はないということから、許可妥当ということで判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、3番から5番をお願いします。

北村地区調査会長 中部地区の北村でございます。まず3番をご説明いたします。3番なんですけども、今から10年ほど前に、この渡人の方の父

親と、この受人の方が共同でトラクター利用ということをしておりまして、その縁から、この受人の方が農機具保管のための倉庫を借りて、ずっと今まできてるといえるものでありますが、違反転用ということが判明しておりますので、一応、2月の総会で、農振を一回、除外をいたしまして。実施は上にあるように、備考欄にあるように4月12日なんですけども。今回、転用処理をやって、正しい形に直すという案件であります。

それから、4番と5番ですね。これは共に分家住宅の案件であります。事業計画をチェックし、周辺農地も確認をいたしましたけども、いずれも、もう宅地化が進んでいて、ほとんど周りが宅地ということで、周辺農地の営農状況には支障がないということ、調査会では許可相当ということで判断をいたしました。以上になります。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、6番について、お願いします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。第5条の6番ですね。19ページの6番です。こちらの案件につきましては、篠ノ井の小松原におきまして、農業後継者別棟住宅建築ということでございます。これは自分の実家なのですけれども、ご長男が今現在は市内で借家にお住まいです。手狭になり、将来、実家の農業の後を継ぐと。そのために両親というか父親の持ち物であります、住宅敷地並びに農地に別棟住宅を建設するというところでございます。南部調査会では、審議した結果、周辺の農地への支障が生じる恐れがないと認められますので、許可相当として判断をいたしました。以上です。

議 長 それでは最後に、東部地区調査会長、7番について、お願いいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。所有権移転による転用という案件です。受人の株式会社●●さん、こちらのほうは建設業とか、一般あるいは産業廃棄物の収集運搬を業務として行っている事業所です。当該地につきましては、段差のある市道、それからこちらの受人の既存の施設等に囲まれた変形、三角地で、非常に耕作には使いづらい土地ということで、受人の事業の急拡大に伴って、こちらの用地を駐車場として使用をされたいという中での転用案件です。以前、今回の譲渡人の先代によって、一度、転用申請がされ許可が行われたというような経過があるようです。ただ、その後の手続きがされていなかったということで、今回、あらためて転用の申請をされるものであります。周辺農地への影響もないという中で、許可相当と判断をいたしましたものでございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

善財地区調査会長 会長、すいません。
議 長 どうぞ。善財委員。
善財地区調査会長 すいません。1番につきまして、説明漏れがありましたので追加説明をさせていただきます。転用事業に関わる関係者の皆さん、地区調査会の席上にご出席をいただいて、その席上でも開発計画についてあらためてご説明をいただきましたので、追加説明とさせていただきます。以上です。

議 長 ありがとうございます。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言がある方は挙手を願います。それでは、私のほうからいいですか。1番の案件について、事務局に質問をいたします。まず、対象農家数は今回何件なんですか。どうぞ。

笠井主幹 89名になります。農家数というか、対象人数になります。
兼事務局長補佐
議 長 対象人数。89名？
笠井主幹 はい。
兼事務局長補佐
議 長 その89名の農家で、今回の所有権移転に対して、代替地を希望された人は何人いるんでしょうか。

松橋事務局長補佐 はい。
議 長 どうぞ。
松橋事務局長補佐 10件で、代替地を希望しているというふうに事業者から聞いております。

議 長 その対応についての結果はどうなったんでしょうか。
松橋事務局長補佐 先月のこの総会で確か3件ほどだったと思いますが、3条で許可をいただいてまして、その後、残るの方も、また代替地の見込みがつき次第、3条許可申請が出てくる見込みがあるということでお聞きしております。

議 長 ということは、見込みでこれは発車してもいいってということですか。
松橋事務局長補佐 その10件のうち、1名の方は代替地を取るかどうか、ちょっとまだ決めかねているということで、それ以外の方については、代替地はめどがついているということでお聞きしております。

議 長 めどがついてる。1件はまだですか。それを・・・。
松橋事務局長補佐 それは耕作者次第だということで、ちょっと続けるか続けないかもまだ決めかねていると。

議 長 耕作者の意向がはっきりしないということですね。
松橋事務局長補佐 はい。
議 長 分かりました。3点目、これ所有権移転ですよ。そうですね。そうですね。ちなみに、これ平均の相場が、もし分かれば教えてください。

m²当たり。

笠井主幹
兼事務局長補佐
議長

はい。

どうぞ。

笠井主幹
兼事務局長補佐
議長

土地の位置によって金額が違いますので。

平均で。

笠井主幹
兼事務局長補佐
議長

平均というわけにいきませんので総額でよろしいでしょうか。
総額でいきますと、●●。

●●？

笠井主幹
兼事務局長補佐
議長

●●です。ただ、大変申し訳ございません。こちらは守秘義務
の関係で、ここだけの席ということでお願いします。

もちろん。ということは、これ、面積で割れば出てくるんです
か。m²当たり。単純に。

松橋事務局長補佐
議長

m²あたり●●なんぼ。

●●m²？

松橋事務局長補佐
議長

そういうことになります。

これは、あくまでも守秘義務でございますけども、一応、相場
としてはそのぐらい相場ということですね。

私のほうから3点、理解いたしました。他、よろしいですか。

じゃあ、今の大豆島の件以外も含めて、ご質問、ご意見ござい
ましたら。特にありませんかね。それでは意見が決定したという
ことで、採決に入ります。議案第151号について許可相当というこ
とに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長

全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第151号は
許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第152号 農業経営基盤強化促進法の一部を
改正する法律附則第5条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤
強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決
定についてを議題といたします。農業政策課より、議案の説明を
お願いいたします。

農業政策課
相澤主事

農業政策課の相澤と申します。議案第152号 農業経営基盤強
化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、改
正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用
地利集積計画の決定について、ご説明申し上げます。初めに、議
案の訂正について説明申し上げます。議案訂正表をご覧ください。
2番の、農業経営基盤強化促進法関連につきまして、訂正、
三つございまして、三つのうち、上の二つは地区調査会にてお配
りした訂正となりまして、三つ目は本総会で訂正する内容になり

ます。

初めに、上二つの訂正についてご説明申し上げます。別冊 1、農業経営基盤強化促進法等議案の 31 ページ、利用権設定関係（使用貸借権）のナンバー 11 番の農振欄に農振農用地の文言が抜けており、農振農用地の文言を追記するものになります。次に、別冊 1 の 32 ページ、利用権設定関係、使用貸借権のナンバー 14 番の備考欄。こちら、農家創設者でありまして、農家創設の文言を備考欄に追記するものです。最後に、本総会で訂正する内容ですが、別冊 1 の 35 ページ、利用権設定関係、農地中間管理事業（賃貸借権）のナンバー 6 番、受人、農事組合法人●●ですが、代表者に変更がありまして、代表理事●●様から代表理事●●様へ修正するものになります。訂正は以上となります。

それでは、議案の説明に入ります。同法の基本構想を掲げた市町村においては、農林水産省の定めるところにより、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないとされております。その農用地利用集積計画の要件ですが、①長野市基本構想に適合すること。②農用地の全てを効率的に耕作し、農作業に常時、従事すること。③利用権を設定する都市について、関係権利者の同意を得ていることであり、以上の要件を満たすことを確認しております。

お手元の議案別冊 1 の 2 ページをご覧ください。所有権移転及び利用権設定の各件数及び面積は、総件数は 308 件、総面積は 290,144.41 m²でございます。ページを戻りまして、1 ページをご覧ください。賃借、使用貸借の面積を期間別に示したものです。合計数字は、先ほどと同様で、今回、利用権の設定を受ける方は 121 名、利用権を設定する方は 222 名となっております。以上につきまして、ご決定いただきますよう、よろしくご審議をお願いいたします。

議

長

それでは審議に入らせていただきます。まず、1 の所有権移転関係につきましては、順次、各地区調査会長から報告をいただき、質疑応答を行った上で、所有権移転だけ単独で採決を行います。次に、利用権設定関係ですが、2 から 5 の賃借権及び使用貸借権については、一括報告していただきます。6 の農地中間管理事業（賃借権）及び 7 の農地中間管理事業（使用貸借権）につきましては、法律改正により機構配分を一括して行うこととなっております。農地中間管理機構が借り受け、条件に合致した地域の担い手等に貸し付けるものですので、農業政策課からの説明のみとさせていただきます。なお、お手元の別紙 1 の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に該当しますので、関係する委員に退席していただき、審査から採決までを単独で行

いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1の所有権移転関係の1番から25番につきまして、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告について、農家創設を含めて、お願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1番から11番について、お願いします。

善財地区調査会長 北部の善財です。北部調査会管内の案件につきましては、1番から11までの11件でありまして、それぞれ条件を満たしており問題ないと判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、12番から14番、お願いします。

北村地区調査会長 中部地区の所有権移転、3案件ですけれども、調査会で慎重に議論、確認いたしましたが、原案のとおり決定することで問題ありません。以上になります。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、15番から22番、お願いいたします。

小林地区調査会長 15番、これは篠ノ井会の案件です。16番までですけれども、こちら、いずれも許可相当と判断いたします。あと、17番からですけれども、これにつきましては代替地ですね、今度、サッカー場の東側にサブグラウンドというお話がありまして、その代替地ということで、17番から21番までが代替地ということでございます。続きまして、22番につきましては、こちら、うちのほうの委員さんなんですけれども、水田を購入するという所有権の移転の案件でございます。彼もなかなか熱心な方で、広く耕作されている方です。ということで、問題ないと判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から、23番から25番まで、お願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。いずれの案件も以前から受人の方が耕作をされていたりというような案件で、自己所有の畑地に隣接した農地、あるいは自宅に隣接した農地という中で、今回、あらためて正式に手続き、所有権移転が行われる案件です。受人の方につきましては、いずれも精力的に取り組まれている皆さんということで、問題は全くないというふうに判断されたものでございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。先ほど説明。

小林地区調査会長 すいません、ちょっと今、17番と18番。私、先ほどサッカー場の代替地というようなことを言ったかと思うんですが、こちらの塩崎で遊水地の関係ですね。遊水地のための代替地ということです。訂正いたします。

議 長 19、20 は？ 21 は？これはサッカー場？
 小林地区調査会長 ごめんなさい。塩崎までは遊水地の関係ですね。
 議 長 それじゃあ。
 小林地区調査会長 19 まで。
 議 長 5 件とも？17、18、19、20。
 小林地区調査会長 3 件が遊水地。20 番から 21 までがサッカー場になっておりま
 す。
 議 長 東福寺がサッカー場なの？
 小林地区調査会長 そうです。
 議 長 東福寺がサッカー場で、塩崎には遊水地の代替？
 小林地区調査会長 遊水地の代替。
 議 長 という理解でいいんですか。
 小林地区調査会長 そうです。
 議 長 それで、22 番は全く別と。
 小林地区調査会長 はい。22 番は別です。
 議 長 いいですね。
 小林地区調査会長 はい。
 議 長 分かりました。それでは、東部地区調査会長も、今、説明終わ
 ったよね。
 近藤地区調査会長 はい。
 議 長 ありがとうございます。では、これより質疑に入ります。先
 ほど申し上げましたとおり、委員が関係する別紙 1 を除いた所有
 権移転関係について質疑、採決を行います。先ほどの農業政策課
 及び調査会長の報告について、ご発言のある方の挙手を求めま
 す。いかがでしょうか。よろしいですかね。
 【質疑なし】
 議 長 質疑がありませんので、所有権移転関係について採決を行いま
 す。議案第 152 号のうち、別紙 1 を除く所有権移転関係について
 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
 【全員挙手】
 議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。
 続きまして、委員が議事に参与することのできない別紙 1 の案
 件について、質疑、採決を行います。10 ページの 24 番は、私、
 ●●が関係しておりますので、退席いたします。また、議事進行
 につきましては、農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項に基づ
 き、曾根会長代理にお願いいたします。よろしく申し上げます。
 【●●退室】
 曾根会長代理 ●●の代理として議事を進行いたします。当案件について、発
 言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。
 【質疑なし】

曾根会長代理 質疑はありませんので、採決を行います。当案件について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

曾根会長代理 ありがとうございます。全員賛成ですので、●●の入室を許可いたします。

【●●入室】

曾根会長代理 よろしくをお願いします。

議長 それでは、議事を進行いたします。続いて、2から5の利用権設定関係について、一括、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。利用権設定関係につきましては、2の6年未満が17件、6年から10年未満の賃借権が3件、10年以上の賃借権が24件、5の使用貸借権が16件ございます。初めに、北部地区調査会長から検討結果をお願いします。

善財地区調査会長 北部の善財です。利用権設定関係、それぞれ要件を満たしており問題ないと判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、西部地区調査会長から、お願いをいたします。

和田地区調査会長 西部地区調査会、和田です。西部地区調査会関係、利用権設定、いずれも更新事案であり、問題はないというふうに判断しました。以上です。

議長 続きまして、中部地区調査会長、お願いいたします。

北村地区調査会長 はい。中部地区の案件ですけども、いずれも更新のため、原案どおり決定することで問題はありません。以上になります。

議長 続きまして、南部地区調査会長から、お願いします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。11番からとなりますかね。11番から12、13、いずれも利用権設定、問題ないということで許可相当といたします。

議長 続きまして、東部地区調査会長、お願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。ほとんどが、やはり更新の案件という中で、問題がないと判断されたものです。その中で、32ページの14番が農家創設の案件でございます。受人は今まで会社勤めをされながら、渡人、義理のお父さんにあたる方なんですが、農作業のほうを手伝っていたという中で、今回、専業農家として取り組みを始めたいというものです。息子さんも、ゆくゆくはそこへ加わるという中で、現在のぶどうに加え、将来的には桃の栽培なども行っていきたいということをお持ちです。こちらの方については、農家相談会にもおいでになって相談をされた中で、今回、農家創設に至ったという方でございます。いずれも問題がないと判断したものでございます。以上です。

議長 ありがとうございます。6番と7番は、農地中間管理事業に

つきましては、先ほど農業政策課が説明をさせていただきました。ということで、これより質疑に入ります。先ほど説明申し上げましとおり、委員が関係する別紙 1 を除いた利用権設定関係について、質疑、採決を行います。まず、農業政策課の説明及び地区調査会の報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。ございますか。特にいいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは、質問がございませんので、利用権設定関係につきまして採決に入ります。議案第 152 号のうち、別紙 1 を除く利用権設定関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。
続きまして、委員が議事に参与することができない別紙 1 の案件について、質疑、採決を行います。初めに、14 ページの 5 番は、●●委員が関係しておりますので、退席をお願いいたします。

【●●委員退室】

議 長 それでは、当案件につきまして、発言のある方の挙手を求めます。特別ないですね。

【質疑なし】

議 長 意見、質疑はありませんので、採決に入ります。当案件について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。●●委員の入室を許可いたします。

【●●委員入室】

議 長 続きまして、27 ページの 22 番から 24 番では、●●委員が関係しておりますので、退席をお願いいたします。

【●●委員退室】

議 長 当案件について、ご発言のある方の挙手を求めます。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 質疑はございませんので、採決に入ります。当案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。●●委員の入室を許可します。

【●●委員入室】

議 長 続きまして、35 ページの 6 番は、●●委員が関係しておりますので退席をお願いいたします。

【●●委員退室】

議 長 それでは、当案件につきまして、ご発言のある方は挙手を求めます。ありませんかね。

【質疑なし】

議 長 それでは、質疑はございませんので、採決に入ります。当案件について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。●●委員の入室を許可します。

【●●委員入室】

議 長 続きまして、58 ページの 69 番は●●委員が関係しておりますので、退席をお願いします。

【●●委員退室】

議 長 それでは、当案件について発言のある方の挙手を求めます。特に質疑ございませんかね。

【質疑なし】

議 長 質疑なしと認め、採決に入ります。当案件について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。●●見委員の入室を許可します。

【●●委員入室】

議 長 以上で議案第 152 号につきましては、全て原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、3 時過ぎていますが、もう少し我慢していただければ、めどつきますので、議事進行にご協力をお願いします。

議案第 153 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（機構配分）の意見聴取について議題とします。農業政策課より、議案の説明をお願いします。

農 業 政 策 課 議案第 153 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（機構配分）の意見聴取について、ご説明申し上げます。機構の配分計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項において、市町村は必要があると認めるときは農業委員会の意見を聴くものとする規定されており、農家創設及び市外在住の担い手の場合、これに該当し意見聴取をお願いするものです。

相 澤 主 事 それでは、別冊 1 の 115 ページをご覧ください。今回、権利の設定を受ける方は 1 名で、賃貸借権で 4,304 m²を長野県農業開発

公社が貸し付けを行うものです。116 ページをご覧ください。番号 1 の一般社団法人●●は野菜全般の栽培で、篠ノ井二ツ柳地区において農家創設をする方になります。説明は以上でございます。意見聴取について、ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、農業政策課から説明がありました。それでは、地区調査会長から検討結果について、農家創設を含めて、意見等の報告をお願いいたします。南部地区の調査会長から、1 番について、お願いします。

小林地区調査会長 申し上げます。南部地区の小林です。篠ノ井の調査会におきまして、本日もお越しいただきご説明がありましたけれども、●●につきまして、計画的にされていると判断いたします。調査会でも異議がなく認めるということでございます。以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。農業政策課の説明並びに調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。先ほど、冒頭、農家創設含めて当人からご説明いただきましたので、ご理解いただいているというものなので。

【質疑なし】

議 長 異議ないですね。それではなければ、採決に入ります。議案第 153 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 153 号は原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、議案第 154 号 農地中間管理事業の推進に関わる法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画（機構配分）の決定についてを議題にいたします。農業政策課から説明をお願いいたします。

農 業 政 策 課 議案第 154 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画（機構配分）の決定について、ご説明いたします。本計画は、既に農地中間管理機構が地権者から借り受けている農地を担い手に貸し付ける計画になります。別冊 1 の 117 ページをご覧ください。今回、機構配分を受ける人は 6 名で、賃貸借及び使用貸借により、25,657 m²を長野県農業開発公社が貸し付けを行うものでございます。

相 澤 主 事

118 ページをご覧ください。番号 1 は、●●さんが、吉、田子地区で水稻を栽培する計画。番号 2 は、●●さんが三才、津野地区で水稻を栽培する計画。番号 3 は、●●さんが大町地区で水稻を栽培する計画。番号 4 は、株式会社●●が穂保地区で水稻を栽培する計画。番号 5 は、●●さんが川中島町御厨地区で桃を栽培する計画。番号 6 は、一般社団法人●●が篠ノ井二ツ柳地区で野

菜全般を栽培する計画。説明は以上でございます。決定いただきますよう、ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、農業政策課から説明がありました。それでは、地区調査会長から検討結果について、意見等の報告をお願いいたします。初めに、北部地区町村会長から、1番から4番について、お願いします。

善財地区調査会長 北部の善財です。1番から4番、それぞれ有効活用が図られるということで、特に異論はありませんでした。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、5番、お願いします。

北村地区調査会長 当該農地なんですけども、●●の青年部の実証農場的な位置づけということでありまして、これまで耕作していた人が部会から退会いたしまして、青年部の若い人に引き継ぐというような案件でありまして、問題ないと思います。

議 長 では、続きまして、南部地区調査会長から、6番についてお願いします。

小林地区調査会長 6番、農家創設、本日、何回か議題に挙がっております●●さんですね。こちらも審議した結果、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 分かりました。これより、質疑に入ります。農業政策課の説明並びに地区調査会長の報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。ないですかね。

【質疑なし】

議 長 ないようでございますので、採決に入ります。議案第154号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第154号は原案のとおり決定いたしました。農業政策課さんご苦労さまでした。

続きまして、議案第155号 非農地決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

笠井主幹
兼事務局長補佐 議案第155号 非農地決定についてご説明申し上げます。本冊の21ページをご覧ください。番号1番から23ページの62番まででございます。非農地決定ですが、農地利用状況調査で、山林、原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この時点で農業委員会の農地台帳へも非農地として反映されます。また、農地所有者は送付された非農地決定通知書を添付することで、法務局で地目変更登記を行うことができます。

23ページをご覧ください。面積の集計を載せてあります。今月

ご決定いただくものは、山林が 23 筆で、面積が 7,959.25 m²、原野が 39 筆で、面積が 19,592 m²、合計で 62 筆、27,551.25 m²でございます。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。当案件については、発言のある方の挙手を求めます。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 ないようでございますので、採決に入ります。議案第 155 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 155 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第 47 号 農地法第 4 条の規定による届出について、報告第 48 号 農地法第 5 条の規定による届出について、報告第 49 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出について、事務局から説明をお願いいたします。

笠 井 主 幹 報告第 47 号 農地法第 4 条の規定による届出について、ご報告
兼 事 務 局 長 補 佐 申し上げます。本冊 25 ページをご覧ください。番号 1 番から 26 ページの 8 番までの 8 件です。農地を農地以外に転用する場合には、県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会に届けばよいということになっております。4 条の転用届となり、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届です。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題もなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第 48 号 農地法第 5 条の規定による届出について、ご報告申し上げます。本冊 27 ページをご覧ください。番号 1 番から 30 ページの 15 番までの 15 件です。同じく市街化区域内の届出ですが、5 条の転用届出で農地の権利移動を伴う転用届出になります。内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第 49 号 農地法第 4 条の規定による農業施設 2 アール未満の届出について、ご報告申し上げます。本冊 31 ページをご覧ください。番号 1 番の 1 件でございます。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 アール未満で、要件に当てはまる場合は、4 条許可不要で農業委員会

へ届出書を提出していただいております。内容につきましては記載のとおりです。書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。以上、報告案件3件についてご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

議長 長 ただ今、事務局から報告第47号、第48号及び第49号について説明がありました。発言のある方は挙手を求めます。

阿部委員 ちよっといい？

議長 長 はい、阿部委員。

阿部委員 25ページの3番。1筆0.16㎡ってなっているんだけど、今まで聞いたことがないので。

議長 長 事務局、0.16について説明をお願いします。

阿部委員 残っちゃったのかな。

松橋事務局長補佐 すいません。個別には申請書、手元がないので、具体的には分からないんですけども。よくあるパターンとしては、住宅の入口の所に残地が残ってしまったものが、たまたまそれが農地の地目であったものを、今回、転用の際に届出をするっていうケースがほとんどでございます。このケースも、恐らくそうだと思いますので、よろしくお願いいたします。

阿部委員 本当は全部、宅地にしちゃえばよかったんだよね。

松橋事務局長補佐 そうですね。ただ、分筆とかいろんな経緯がありまして、意外とこういう小さい農地が残っているケースが現実にはございます。

阿部委員 金かかるんだ。

議長 長 それでいいですか。よろしいですか。

阿部委員 いいです。

議長 長 では、そういうことで。他ございますか。ありがとうございます。質問がないようでございますので、報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。それでは次に、農地法以外の関係で、農業委員会業務に係る事項について、1件ございますので、最後のご協力お願いいたします。議案第156号 長野市林業振興審議会委員の推薦についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

西村事務局長補佐 事務局の西村と申します。着座にて説明させていただきます。お手元の資料の1、長野市林業振興審議会委員の推薦について（案）をご覧ください。1番の依頼についてなんですけれども、森林いのしか対策課から令和6年5月31日をもちまして、現委員の任期が2年なんですけれども、満了するため、引き続き農業委員から委員の推薦をしてほしい旨の依頼がございました。

2番の、審議会の概要なんですけれども、長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第2条第1項に基づき設置される

もので、市長の諮問に応じ、森林の整備及び林業の振興に関する事項について調査、審議を行います。当委員会からは現在、和田修西部地区調査会長が就任されております。3番の委員の推薦についてなんですけれども、表の左側をご覧ください。事務局の案でございますが、令和6年6月1日以降につきましても、和田修西部地区調査会長に審議会の委員としてご推薦申し上げたいと思います。私からの説明は以上でございます。

議 長 ただ今、事務局から説明がございました。ただ今の説明に対し何かご意見ございましたらお願いいたします。特によろしいですか。

【質疑なし】

議 長 それでは採決に入ります。議案第156号 長野市林業振興審議会委員の推薦について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第156号は、長野市林業振興審議会委員の推薦については原案のとおり決定をいたしました。和田修委員さん、引き続きよろしくをお願いいたします。

和田地区調査会長 お願いします。

議 長 以上で、予定をいたしました議事が全て終了いたしました。その他、議案に相当するご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。長時間にわたりまして、ご協力ありがとうございました。本日より予定いたしました議事については、全て審議を終了いたしました。よって、議長はこれで退任をさせていただきます。議事進行を曾根代理さんのほうにお渡しいたします。では、お願いします。

曾根会長代理 青木会長、ご苦労さまでした。以上で本日の議事は終了となりました。次に、8のその他につきまします本日の議事全体を通して、皆さまからご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、最後に事務局から、今後の日程も含めて説明をお願いいたします。

西村事務局長補佐 私から今後の予定について、ご説明申し上げます。次第のほうをご覧ください。下段のほうになりますが、次回の第17回総会につきましては、6月28日、金曜日、午後1時30分から午後4時までの予定で、会場が会議室203、こちらの会場になります。予定をお願いいたします。同じく、次第の2面をご覧ください。2の令和6年6月の市区調査会及び農家相談会の日程につきましては、こちらの記載のとおりでございますので、ご了承いただきますよう、お願いします。

3 番の今後の会議等の日程、こちらについてなんですけれども、前回の総会以降に追記している部分をご説明申し上げます。まず、3 番の新潟県新潟市農業委員会の視察受け入れについてなんですが、7 月 1 日、月曜日から、7 月 2 日、火曜日にかけて視察の受け入れを行います。対応は役員と事務局のほうで対応させていただきますので、ご了承いただきますよう、お願いします。4 番から 7 番につきましては、7 月から 8 月にかけての役員会の総会の日程を記載してございますので、予定のほう、よろしく願いいたします。今後の予定につきましては説明は以上でございます。

曾 根 会 長 代 理 ありがとうございます。では、以上で第 16 回の総会を終了といたします。皆さん、お疲れさまでした。

青 木 会 長 どうもご苦労さまでした。